



中世寺院法と社會問題

山口, 正太郎

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 38(6):919-938

(Issue Date)

1925-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053759>



論 說

中世寺院法と社會問題

山口 正 太 郎

一

羅馬法が私有財産權を高調して、物に對する絶對的支配權と定義(註こしたのに對して、中世寺院法は、基督の教義を嚴肅に解釋することによつて、私有財産權の根底に疑を抱いて、遂に神以外には眞の所有權者はなく、各人は唯、財の使用を許されてゐるに過ぎない、從て所有權を主張する者は神の物を掠奪した罪深き人々である)と云ふ。寺院法は最初は單に僧侶を支配したに過ぎなかつたが、宗教的權威の伸張は、中世伊太利を中心として、歐洲各地方に於て、世俗の人々をも制御するに至

つた。勿論、その世俗の人々と云ふのも基督教徒に限られたのであつて、異教徒、殊に猶太人には妥當せないのみか、却て寺院法破綻の端緒となつたのであつて、寺院法の中心思想の一つとも云はれる利子禁止は、當時歐洲諸國に於て迫害せられた猶太人が、農工商の業に従事することを禁せられたから、止むなく、貨幣を取扱ふ業務、殊に金貸業を撰んだ結果、彼等の生活の資料として利子を取る事を、對基督教徒との取引に於て是認せねばならなかつた事(註二)と、經濟事情の發達は、他人の資本を借入れる必要を益々増加したがためとで遂に破られるに至つたのである。

乍然、寺院法は、異教徒を除いては、一時法王權の擴張と共に、世俗的な羅馬法を壓倒したのであつて、貨幣は貨幣を生まずと云ふ自然法的理由と、何ものをも望まずして貸し與へよと云ふ基督の教義とが結合して成立した利子禁止の如きも、其違反者には其罪の輕重に應じて、懺悔及聖餐の宗教的儀式に列するを禁じ、或は死せる時、基督教に據る葬儀を禁じ、或は破門する等の宗教的刑罰は元より、更に進んでは、利子を受取りたる者は之を債務者に返還する事、若し債務者及び其相續人なき時は、貧民に分配する事、受取つた利子を以て購ふた財貨は競賣に附して、其賣上金を全部債務者に返還する事、利子を受取つた異教徒は三個月以内に之を放逐する

事等の法律上の刑罰をも科する事に(註三)よつて、一時ではあつたが當時の社會を支配してゐたのである。

利子禁止と並んで寺院法經濟思想の中心を形成するものは、公正價格である。

公正價格は買手、賣手の主觀的評價ではなく、正常的慾望をもつた正常人の物に對する評價であつて客觀的に定まる。此價格は之を具體的に説明すると、その財貨の生産に要した費用と云ふ客觀的事實によつて定まる、(註四)此生産費以外に定められた價格は不正價格であり、從て其價格を請求するものは罪人である。斯く寺院法は生産費以上に利を營む事を禁じ、商業にあつても生活の資を得るためのもは猶許すとしても、それ以上に、利益の獲得を目的とするものは絶對に許さなかつたのであるが、乍然公正價格成立の要素である處の生産費と云ふ觀念が明瞭でない、寺院法では一面に身分、地位の相違を認めてゐるので、(註五)從て其生活費も區別である。從て生産に従事する人々の生活費を中心とする處の、財貨の生産費なるものは、生産者を異にするに伴つて異つて來なければならぬのである。寺院法は一面に於て、公正の觀念と生活費とを結付け、不正と利益獲得とを連絡しながら、他面に身分關係階級を是認したから、其公正の觀念も亦、混迷を免れなかつたので

ある。

(註一) Sohm, Institutionen des römischen Rechts. § 48.

(註二) Ashley, Economic History, Vol. I. P. 156.

(註三) Neumann, Geschichte des Wuchers in Deutschland. 1865, s. 22—25.

(註四) Brentano, Die wirtschaftlichen Lehren des christlichen Altertums, 1902, in Brentano's Gesammelte Reden und

Aufsätze. Der wirtschaftende Mensch in der Geschichte. 1923, s. 125.

(註五) Brentano, Ethik und Volkswirtschaft in der Geschichte. 1901, a. a. O. s. 46.

二

神の前には總ての人々は平等であるとの教は當然に奴隸制度を否認せねばならぬ、此事は中世以前に於ても認められ、假令事實奴隸が存在しても、主人と奴隸との關係は、單に便宜上のもので、本質的なものではないと思はれて居たのであるが、アリストテレスは反對に奴隸を是認し、其他の哲學者も之に賛成し且つ當時の經濟事情も便宜上奴隸を必要とする事が大であつたから奴隸可否の論は簡單に終結を告げなかつたのである。現に加特力教に於て近頃に至る迄、賛否の論があつたので、例へば一八八八年五月五日レオ十三世が、ブラジルの奴隸解放に際して、同

地の僧正に送つた書簡に、加特力教徒は神の偉大なる恩惠の下に奴隸を解放し、自由、平等、友愛の精神を實現せねばならぬと述べてゐるのに對して一九一〇年六月拾貳日レーゲンスブルグの僧正フォン・ヘンレーは、現に奴隸或は召使であるものは彼等が自己の自由意志で其境遇を脱しようと思へない限り、飽く迄、奴隸或は召使であるべきで他から之を救済すべきものではない、本來、基督教は其發達の途中に於て社會民主主義と連絡すべきものではないと云つて奴隸解放に反對してゐるのである。(註六) 此後者の議論は使徒パウロが各人は自己の地位に満足せなければならぬと云つた點に根據を置いてゐるようであるが、パウロにしても、自由の境域に向上することは決して悪いとは云つてゐないのである。(註七)

中世寺院法の時代では經濟上の事情から奴隸は、事實盛んに用ひられて居たので、寺院法は極力神の教に従つて之が廢止を主張したのであるが、其論據は種々である。神の前には總ての人々は平等であると云ふ事から演繹して、從て總ての人は權利の前にも平等である、一人が多くの權利を有して他人を壓迫することは自然に反すると云ふ者もあり、或は聖アウガスチンの如き、神は人類に理性を與へ、神の地上に於ける模型として人類を造つたのであるから、人類が地上に於て支配

し得るものは理性のないものに對してゐあつて、例へば獸類に對する支配の如きは當然のことであるが、人が人に對して支配するが如きは神の意に反することであると云ふ。寺院の教父達は、本來私有財産權否認の立場であつて、神のみが唯一の所有權者であると云ふのであるから、人による人の所有と云ふ奴隸制度には勿論反對である、そして奴隸解放の實行策として、基督教徒の團體は、金錢をもつて奴隸を買収し之を解放すべきであると主張する。一旦基督教徒の團體に救はれた奴隸は、宗教上及び世俗上の名譽に於ても自由人と同じく取扱はれ、事實カリストス僧正の如き此奴隸の出身であつた。

野蠻時代に於ては、戰爭で囚へた敵人は之を殺すのが常であつたが、人智の進歩は、之を經濟上の目的に使用せしむることの利益な事を發見して所謂奴隸が發生した譯であるが、此發生理由は中世寺院法の奴隸反對の聲に對して、猶、異教徒を戰爭によつて囚へた時には之を奴隸として使用することを認めしめたので、基督教徒が基督教徒を奴隸とすることは神の命に違反するが、異教徒ならば本來、神の命に服せないものだから之を奴隸とすることも差支ないと考へられ、從て黑人奴隸の如きは殆んど當然と認められ、ベニス、セノア、アマルフキは之が賣買の大市場で

あつた。中世伊太利では、十四世紀迄、ギリシャの少年少女が奴隸として輸入され、一方、トマス、ダキノやフロレンスの聖アントニウスの如き當時の大學者は、アリストテレスの學說を奉じて奴隸を是認したから事實、奴隸は盛んに使用せられ寺院すら奴隸を所有するものがあつた。寺院が奴隸を所有することになると、其所有權者は誰であるかと云ふ事が問題になる、僧正が所有權者であるならば、彼が若し神の命を嚴格に奉ずる時は何時でも自己所有の奴隸を解放し得る譯であるが、當時は一般に僧正が奴隸を解放する時は、その代償として何等かの財産を寺院に寄與する事が習慣となつて居り、従つて財産を有せない無一物の僧正は奴隸を解放する權利がなかつたのである。寺院に屬する奴隸は全く別種のものでして取扱はれ、一二八九年フロレンスで奴隸解放が行はれた際にも、寺院奴隸は反對に解放されなかつたのである。(註八)

黒人奴隸の賣買が盛んになると一種の仲買人 *Seccale* と云ふ職業が発生し、奴隸は一種の動産として醫師の診察治療の謝禮として、よく用ひられたブレンタノが當時の奴隸の起源として引用してゐる例に據ると(註九)ジェズイト派の Antonio Agapida が、グラナダの歴史を書いた中に、マラガの住民壹萬數千人が敵の爲めに征

服され、將に殺されんとして命乞をした時、敵將フェルデナンドは、若し彼等を許さなかつた時は、彼等は財寶を川に投じて了ふであらうと考へたから、一定期間を與えて、財寶を以て自己の自由を購ふことを許した、そこで彼等は全財産を擧げて、提出したが、フェルデナンドは不足だと云つて、彼等を全部、奴隸として他に賣却し、その中、若干のものは法王への贈物として羅馬へ送つた。財寶の全部を提出せしめ、猶その上に奴隸として賣却した彼の行爲は、最も賢明なものとして、當時の歴史家に賞讃の辭を以て描かれてゐたと云ふ事である。當時羅馬法王は、戰爭中の諸豪と聯絡して、異教徒の戰敗者を奴隸として購つたので、十六世紀から十八世紀末へかけても、羅馬への法王の船には、奴隸を見ることが少くなつたと云ふ。コロンブスの發見は、彼をしてエスバノラ島の眞の富は人間であると放言せしめ、新發見地の財寶の一つとして、黒人が輸出されてから、更に黒人奴隸貿易は隆盛となつた。

(註六) Brentano, Die Kirche und die Entwicklung zur Freiheit, 1910, a. a. O. s. 145.

(註七) Brentano, a. a. O. s. 147.

(註八) Brentano, a. a. O. s. 153.

(註九) Brentano, a. a. O. s. 153—154.

三

新教も亦舊教と同じく、其本旨に於ては奴隸を否認してゐるのであるが、例へばルーテルが吾々基督教徒は總て自由なるが故に奴隸なるものは存在すべからずと云ひ、アブラハムや其他の豫言者達は奴隸を認めて居ないことを述べてゐるが、然し當時の經濟事情は奴隸を需要すること強く、新教の英國に於ても奴隸反對の聲は随分高かつたのであるが、一面に於ては奴隸賣買の特許會社の設立があり愛蘭反亂の後には、各一千人の愛蘭の男女兒童がジァマイカに送られ奴隸として賣られたと云ふことである。(註十) ジァマイカ、バルバドスは當時の黑人奴隸賣買市場で、奴隸の價格は前者では拾七磅、後者では拾五磅であつて、其他リールワード島、拾六磅、ヴァージニア、貳拾貳磅であつた。奴隸反對の聲は *Petition and Declaration of Right* によつて總ての特許會社が無効になつたと共に、クエーカー徒やウヰリアム、ウイルバーフォースによつて擧げられたけれども、議會は、奴隸は當時の歐洲諸國にとつて必要であると云ふので反對の聲に耳を藉さなかつた。(註十二)

歐洲中世の奴隸は家内奴隸、即ち自由を束縛された召使であつて、特に生産的勞

働に使用されるものではない。奴隸が病氣、廢疾、老齡のため、之を養ふに、却て其費用が、かゝる時は之を解放し、又主人が失敗して貧乏となつた時は當然奴隸は解放されることになるが一般經濟事情の進歩と生産業の勃興とは之に要する労働者を奴隸としてよりも、自由労働者としての方が利益であることを發見するに至つた。蓋し奴隸労働は強制労働であるから監督を嚴重にする必要があるがため、其費用を多く必要とすることゝなるからである。大農制度では奴隸労働よりも、彼等を自由にして土地を貸與し、其收穫の一部分を納めしめる方が彼等の土地に對する愛着心や仕事に對する熱心から却て成績がよいと云ふ實例を多く見ることによつて、斯様な經濟的事情が徐々に奴隸制度を崩壊せしめたのである。奴隸廢止は、ブレンターの云ふ如く、假令宗教的、道德的、正義觀で裏付けられたにしても、經濟的原因が主たる動因として働いたがためであると斷定してよからうと思はれる。此事は中世寺院法が専ら基督教義の嚴肅なる解釋によつて奴隸を禁止したが、事實經濟上の必要は奴隸制度を強固たらしめた事によつても知ることが出来る。

(註十) Lappenberg, Geschichte Irlands in Ersch und Gruber, s. II, Bd. 24, s. 82, zitiert bei Brenhano, a. a. O. s. 158.

(註十一) Brenhano a. a. O. s. 160.

四

「何を食ひ、何を飲み、何を着んとて思ひ煩ふ勿れ、これ皆異教徒の求むるもの、神と正義とを第一に求めよ、然らば之等總ては與へられん」と云ひ、自己を完成せんと思ふ者は持てる物を賣り、總てを貧民に與ふべしと云ひ、富める者の天國に入るの困難なるを傳へてゐる基督教の本旨による時は、富或は所有權に關する基督教の思想は餘りに明瞭である。神のみ唯一の所有權者であつて、總ての人々は單に使用權者たるに過ぎない、世上の物財は萬人の使用のため存するものであつて貧民と雖も之が使用から除外されるべきものではない、然しながら、現に事實として財産を所有してゐるものがある、此事實に面しては基督教は財産を全然否認せない、唯、神及び正義に達するのを妨害する一事實として冷眼視してゐるに過ぎない、所有權を全然拋棄すべしと云ふ絶對的命令を出すのではなくて、自己の完成を願ふ人は、財産を拋棄するがよいと注告或は相談してゐるのである。事實としての財産所有者を否認してゐるのではないから従て其反面として貧民の存在をも是認することは勿論である。そして舊約は貧民の存在は生産手段の私有權の必然の結

果であると斷じて之が救済手段を求めてゐる。(註十二)然らば之等貧民に對しては所有權者が救済の責任を有し、義務を負ふものであろうか、或は貧民に對して奪はれた生産手段を回復せしむべきであらうか、之等の救済問題は後に述べることにして茲には今少し基督教と所有權の問題を取扱ひたい。

時代の進歩と共に敎説と實際生活との間の溝渠が段々と大となつて、世俗的な快樂は嚴肅な敎説と爭鬭する度に之に打勝ち、國家も亦此事を是認したから、基督教そのものも時勢に適合するように變化せざるを得なかつた、羅馬帝國では全人口の三分の一がコンスタンチンの時に基督教徒であつたのが、基督教が國敎となつてからは、内面的な宗教的信仰からではなくて、單に世俗的外面的動機から其信徒の數を急激に増加したので、従て從來の物質財の輕蔑の敎説は、其姿を隠したのであるが更に國敎となつてからは、本來國家組織に無頓着であつた敎義が、國家維持の學説と代るに至つた、そして所有權反對の思想も漸次薄らいで逆に寺院そのものが莫大な財産の所有權者となる有様で、基督教は其色彩を餘程從來と異なるに至つたのである。

中世寺院法の敎父達は外界の時勢に反抗して嚴肅な立場を固守しようと努力

したのであつたが、彼等の教説も亦、不知不識の間に、時代の色彩に染められるのを避ける事を得なかつた。例へば所有權の如きも、生活の必要の程度では之を認め、唯それ以上の餘剰は之を萬人と共通になし、飢餓に迫れる人々には、自己の餘れるパンを供し、裸の人には衣服を、靴無き人には靴を與へる事を道德としたが如き、或は生活維持のため、其範圍で勞働して以て財産を獲得することを是認するが如き、或は又、生活のため商業を營むを許すが如き、皆時代に仰合した例である。國教としての基督教の寺院に對して、當時、敢然として時勢に逆行して、原始基督教の立場を固守してゐたのは修道院であつて、此院に入るものは、自己所有のあらゆる物を拋棄せねばならぬ、所謂聖貧の下にのみ神の國に入ることが出来るとの立場であつたが、國教としての世俗的寺院の勢力は漸次修道院にも伸びて來たと共に、富者が修道院に財寶を寄附することゝなり、又一面では、修道僧たらん者は所有權を拋棄せねばならぬと云ふ掟が緩和されて、修道院は相當の富を所有することゝなつて、腐敗の種子を生ずるに至つた、此有様に憤慨する僧侶があつたが、改革の試は成效を齎さずして止んだ。

寺院、修道院の軟化に對して、眞の基督教の聲を擧げ得るものは、宗教家ではなく

て俗人でなければならぬ、其處で眞の聖貧を標榜して立つた改革運動が勃興した、加ふるに敢然時勢に反抗して破門された人々が混じて大改革運動となつたので、所謂フランチスカ運動 (Friedrich Glaser, Die fränkische Bewegung, Stuttgart, 1903 參照) と稱するものであるが、此運動の先驅者は Arnold と Joachim v. Floris で前者は、寺院が世俗的財産を有することは基督教義に反することを述べ、寺院に反抗の聲を擧げたのであるが、後者は最も幸福な聖貧國を理想に畫いて、其處では所有權者も召使もなく、牛乳と蜂蜜は豊富に存在して地上の樂園を現出し、完全な聖貧の人々のみが之等を享樂することを述べた。(註十三)

此派の聖貧道に參するものは各地に盛んとなつて、上部伊太利には、ロンバルヂー聖貧國があり、其他には Waldenser 派があつた。乍然此聖貧道の中心は、アッシシの聖フランシスであつて寺院の富のみならず現世の富の一切を否認したのであるが、丁度此頃は經濟史上に於ける所謂貨幣經濟時代となつて居り、貨幣が富の代表者となつて居たので、彼は貨幣獲得の努力に最も注意を拂つて之を否定したのである。人間の勞働は唯生命を維々點に止まるべく、貨幣獲得のために行つてはならぬ、若し勞働が與へられないならば、托鉢が唯一の生命を維々方法である、聖貧

の托鉢僧こそ眞の兄弟であつて、金殿玉樓の寺院に起臥する僧侶は人民を墮落せしむる根源であると云つて生活最少限に満足して、餘剩物を退け、餘剩による心の腐敗を悞れたのである。

此聖貧道の教は當時歡迎され、次第に隆盛となつたのであるが、拾參世紀に入ると共に、其所有權に對する思想が内部の矛盾から崩壞して來たのである。彼等は托鉢を唯一の道として、あらゆる餘剩物の蓄積を排し、所有權を否定したのであるが、そのうちに、ボロニアで彼等の住居たる大きな家が建築された、此派では最初、一定の住居を有することを禁じてゐたのであるが、斯様な家が出來ると、却て布教にも便利であり、休息の場所ともなるので之を認める必要が起つて來たので之を、兄弟の家と名けたのであるが、此家の所有者は誰であるか、問題となつて、個人の所有物ではないが團體の所有物であると云ふことになつた、茲に於てか、所有權と云ふ思想が此派にも侵入せざるを得なくなつた。又一方では時勢に最初は反抗したのであるが、不知不識の間に時代精神に支配されて、貨幣獲得の嚴禁令も嚴格に行はれなくなり、無所有の精神も衰へるようになつた、そして遂には此フランチスカ派にして立派な宮殿や寺院を建設するものすら生ずるに至つた。(註十四)時代の此

趨勢を觀取して、基督教義と實際生活とを更に密接に聯結した偉大な學者が當時顯はれた、それはトマス、ダキノであつて、主としてアリストテレスの影響の下に學說を構成したのであるが、從來の寺院法學者が、總ての財物は自然法に基いて萬人共通でなければならぬ、個人所有權は之に反する罪惡であると云つたのに對して、此說を緩和して、自然法が個人所有權を禁じたのではなくて、人間の理性が自然法に附加して禁せしめたのである、從て人間の理性によつて成文法の條文を作り、之によつて個人所有權を是認することが出來ると説いたのである、斯くてトマス、ダキノに至つて實際生活と教義との妥協調和點を發見するに至つたのであるがトマス、ダキノに就ては福田博士の詳細なる解説があるから此處には贅せない。(註十五)寺院法學者の所有權に關する見解は此處に至つて原始的意味から餘程隔つて來たのである。(註十六)

(註十一) Brentano, Zur Genealogie der Angriffe auf das Eigentum, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik,

19 Band, Gesammelte Reden und Aufsätze, a. a. O. s. 170.

(註十三) Brentano, a. a. O. s. 183.

(註十四) Brentano, a. a. O. s. 187.

(註十五) 福田博士「トマス、ダキノの經濟學說」經濟學研究前篇所載

(註十六) 寺院法學者の中 Ambrosius, Hieronymus, Augustinus の所有權説に就ては Schilling, Reichthum und Eigentum in der altkirchlichen Literatur, 1908, s. 133—184 参照

五

中世寺院の收入の支途は四等分され、第一の四分の一は、僧正の生活に、第二は其寺院所屬の僧侶の生活に、第三は貧民救済に、第四は寺院所屬の家内工業に支出されるのが常であつた。唯田舎の收入の少ない寺院では第三の貧民救済費は非常に少くすることを許されてゐた、僧侶が下層階級の出身を以て占めてゐる寺院では第二の部分が節約されて、第三の貧民救済に多く向けられたと云ふ事である。

(註十七)

寺院財産の管理權は僧侶の手にあるが、管轄教區が擴まると、自ら監督權を行使する事が不可能となつて、其代表者として數名の副僧正 Archidiacone を任命して寺院財産と管轄教區内の僧侶を監督せしめることゝなつた。財産の管理に就て不正事件があれば嚴罰を加へ俗人が寺院の財産を侵害する時も嚴刑に處し且つ寺院財産は、その中に貧民救済財源を含んでゐるこの理由で、此財産を盜むものは貧

民を殺す殺人犯だとして嚴刑を科したのである。寺院財産の管理權者たる僧正の不正に就ては國家自らが監督權を行使し、僧正が自己の貪慾から管轄内の僧侶に支給すべきものを削除するが如き時は、之を處罰することゝなつてゐる。

寺院財産は租税、公課を普通は免ぜられてゐるのであるが、廣い土地を有せる富有な寺院は、俗人の土地所有と同じように課税せられてゐる。納税の結果、寺院財産の管理權者たる僧正は參政權其他政治上の權利を有する譯であるが、更に此權利に伴つて、戰爭の際、武器を採つて戰爭に参加する義務を負はされたのである。處が武器をもつて僧侶が戰爭に出ると云ふ事は、寺院法の眞精神に反するから此間に妥協が生じて、僧正は自己教區内の俗人から、好んで戰爭に出る人々を撰んで推薦する義務を負ふことゝした。此人々は平素は寺院財産の暴力的侵害を防禦する役目をもしたのである。(註十八)

僧正及び僧侶は貧民を其家に訪ねて彼等の慾求を聞き、寺院財産中、貧民救済に宛てる部分を隨意に支出して之を充してやつたのであるが、特に救済を要するものは、之を救済簿に記入し彼等を *Marginalia* と呼んだ。富有な寺院は家屋を建築して貧民を收容し、彼等に仕事を與へ、或は寺の役僧として使役したのである。或處

では僧正及び僧侶と收容貧民とが共同の食堂で食事をなし、食事中は言語を慎み、専ら教化的訓話をした。

當時は家長は家族を扶養する義務のある事が可成り道德的意味を伴つて導守されてゐたので、家族が救済を仰ぐことは少く、寺院に收容される貧民は大抵扶養する親戚もなく、自ら生活費を稼ぐ能力もない者及び孤兒であつて孤兒は特に其保護のために、老婦人によつて保育されることになつてゐる、寺院の貧民救済は斯様に直接物質的に保護救済するに止まらず、彼等の舊主人や權力を以て壓迫する者に對して正當の權利を法廷に代理となつて主張することとしたのである。

戰爭の際には基督教徒は異教徒の敵人のために捕虜となることがある、寺院は貧民救済費を以て之等の捕虜の賠償金に當て、彼等の自由を購つてやることもある、斯く基督教徒を保護することは當然であるが、異教徒の外國人が放浪者として救済を乞ふ時は、彼等をも救済したのである。寺院の救済は然し大體に於て、勞働能力がありながら乞食する者は救はないこととしてゐる。(註十九)

貧民救済の他の方法としては、寺院の近邊に病院を設け、病人を收容すると共に、廢疾者をば、死ぬ迄扶養したのであるが(註二十)更に學校を設けて積極的に貧民の

兒童に教育を施すこともあつた。(註二十一)之を要するに中世寺院法時代にあつては、所謂社會政策的設備は可成り整頓して行はれてゐたようである。唯、寺院財産の中、僧正及び僧侶の生活費に屬する部分と、貧民救済に當てられる部分とに、法律上明瞭な區分を缺いてゐたから、此點から社會政策的事業にも消長を伴つたようである。

(註十七) Ratzinger, Geschichte der kirchlichen Armenpflege, 2 aufl, 1884, s. 201, 202.

(註十八) Ratzinger, a. a. O. s. 203—205.

(註十九) Ratzinger, a. a. O. s. 208,

(註二十) Ratzinger, a. a. O. s. 211.

(註二十一) Ratzinger, a. a. O. s. 214.